

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
10	管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等	1
24	市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化	5
9	幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長	7
18	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	9
11	要介護(要支援)認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し	11
38	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	13
2	公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること	16

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

53

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

管理栄養士養成施設卒業者が栄養士免許を受けることなく管理栄養士国家試験を受験できるようにすること

提案団体

新潟県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

管理栄養士国家試験の受験資格について、管理栄養士養成施設を卒業した者の場合は、栄養士免許を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

管理栄養士国家試験の受験には、管理栄養士養成施設を卒業した場合であっても、栄養士免許が必要とされている。このため、受験者は、受験のために栄養士免許の申請を行う必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっており、都道府県(本庁及び保健所)等では、栄養士免許の交付や、「栄養士免許取得(見込)照合書(管理栄養士国家試験の受験願書の添付書類)」の発行を短期間で行わなければならない、負担となっている。

管理栄養士は、栄養士業務に加え、高度な業務に従事することができる、栄養士の上級資格であることから、受験者からは、「管理栄養士に栄養士免許は不要ではないか」との意見も聞かれる。また、栄養士施設の卒業者の場合は国家試験の受験資格を得るためには実務経験を経る必要があるため栄養士免許が必要であることは理解できるが、管理栄養士養成施設の卒業者の場合は実務経験は不要であるところ、その観点からも栄養士免許の取得は不要だと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

管理栄養士養成施設卒業者は、栄養士免許の申請等をせずに、簡便に管理栄養士国家試験を受験できるようになる。

また、都道府県の事務負担が軽減される。

根拠法令等

栄養士法第5条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、郡山市、兵庫県、山口県

○受験のために栄養士免許の申請を行う必要があり、当保健所においても、栄養士免許の交付や、「栄養士免許取得(見込)照合書」の発行を短期間で行わなければならない、負担となっている。管理栄養士は栄養士の上級資格であることから、管理栄養士養成施設の卒業者の場合は栄養士免許の取得は不要だと考える。

○当県は提案と同様、栄養士免許不要と考える。特に管理栄養士国家試験受験願書受付期間においては免許等照合書の作成、及び、送付は多量、かつ、短期間に処理しなければならず業務負担となっている。

○管理栄養士国家試験のために、2月末から3月中旬までという年度末で通常業務も多忙な中、1ヶ月未満の短い期間に、県内全ての養成施設の卒業見込生について栄養士免許を発行せざるを得ない状況の上、2月末から3月上旬までに、管理栄養士国家試験のために、栄養士免許の発行見込に関する照合書を合わせて作成せざるを得ない状況であり、申請手続を代理する養成施設・県にとって、過大な負担となっている。

各府省からの第1次回答

管理栄養士は、栄養士法(昭和22年法律第245号)において、栄養指導のうち、社会生活の発展向上に伴い増加傾向がみられる複雑・困難な業務に対応するため、昭和37年の一部改正(議員立法)により、「栄養士が行う業務であって複雑又は困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士」として創設された資格である。

このような趣旨及び立法的経緯から、管理栄養士国家試験は、管理栄養士養成施設で修学している場合も、同法第5条の3の規定に基づき栄養士免許の取得を要件としているところであり、ご提案の「管理栄養士養成施設卒業者が栄養士免許を受けることなく管理栄養士国家試験を受験できるようにすること」への対応は困難である。

一方、政府においては、確実な事務処理と都道府県の事務負担の軽減化を図るため、令和6年度の管理栄養士免許の申請手続に係るオンライン化開始に向けて検討を行っており、管理栄養士国家試験に係る手続については、申請者及び都道府県の事務負担が可能な限り軽減されるよう、オンライン化も含め手続の簡素化を検討したい。

なお、ご指摘の栄養士免許申請手数料の負担については、各都道府県の裁量の下、低減することが可能である。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、厚生労働省 第1次回答

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

管理栄養士国家試験に係る都道府県等による免許等照合書発行の廃止

提案団体

新潟県、福島県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

管理栄養士国家試験において、都道府県等による免許等照合書の発行は廃止し、厚生労働省において受験資格の確認を行うことを求める。

具体的な支障事例

管理栄養士国家試験の実施に当たっては、法令上は特段の規定がないにもかかわらず、厚生労働省の通知により、各都道府県(本庁及び保健所)等が受験者に対し、受験願書に添付する「免許等照合書」の発行を行うことが求められている。

発行に当たっては、対面又は郵送により栄養士免許証(原本)等と免許等照合書の記載内容を照合する必要があることから、受験者及び都道府県等双方において大きな負担となっている。

一方、調理技術技能評価試験では、試験実施機関が受験者から調理師免許証の写しを受領の上、受験資格に該当するかを確認していることから、管理栄養士国家試験においても、試験を実施する厚生労働省が、受験者から栄養士免許証の写しを受領の上、確認することも可能と考えられる。

【参考】提案団体における「免許等照合書」年間発行件数(令和4年度) 約30件(1件当たり所要時間 15~30分)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受験者の国家試験受験申込に係る負担及び都道府県の事務負担が軽減される。

根拠法令等

「第37回管理栄養士国家試験の実施について」(令和4年8月30日付け厚生労働省健康局健康課長通知)等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、宮城県、福島市、郡山市、茨城県、長野県、兵庫県、奈良県、山口県

○当市においても厚生労働省の通知により、受験者に対し、受験願書に添付する「免許等照合書」の発行を行うことが求められている。発行に当たり当市では、基本対面により栄養士免許証(原本)や卒業証書(証明書)等複数の書類と免許等照合書の記載内容を照合しており、受験者及び本市において大きな負担となっている。

○免許証(写し)の添付や、国家資格等情報連携・活用システムにより、厚生労働省において受験資格を確認できる体制が整えば、各自治体の負担及び受験者の負担軽減になると考えられる。

○照合書で、栄養士免許取得の有無だけでなく、卒業した養成施設の種類・履修状況等本来試験実施機関が

確認すべき事項についても、保健所に確認の責任を転嫁しており、都道府県等及び申請者の過大な負担となっている。

各府省からの第1次回答

政府においては、確実な事務処理と都道府県の事務負担の軽減化を図るため、「国家資格等情報連携・活用システム」において、令和6年度の管理栄養士免許の申請手続に係るオンライン化開始に向けて検討を行っている。

加えて、管理栄養士国家試験の受験に係る手続のオンライン化に向けて、受験者と都道府県の負担軽減を図るためご提案の「免許等照合書」等の添付書類の省略についても、オンライン化に係る一連の事項として検討したい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化

提案団体

仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の記載事項となっている「各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号)に関して、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」において「全国共通で「量の見込み」を算出する」とされている地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みの算出が困難な事業については、当該記載事項を任意のものとする。

具体的な支障事例

現状、計画の策定にあたり、各事業の量の見込みについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、ニーズ調査や人口推計、過年度の利用実績等を踏まえて設定している。

「幼児期の教育・保育」(手引き図表1の対象事業1～3)や「放課後児童健全育成事業」(手引き図表1の対象事業5)といった児童数推計と需要量が密接に関連している事業は、比較的精度の高い量の見込みを立てることが可能であるが、その他の事業(手引き図表1の対象事業4、6～11)は、個人の利用意向等に左右される部分が多いため、一定の精度をもった量の見込みを算出することが難しく、当該見込みとそれを踏まえた体制確保等を内容とする計画に基づいて実効的な方策を整備することは、現実的に困難である。

実務的には、上記その他の事業については、推計値に基づいてサービス提供体制を整備していくというよりも、実際の利用実績に基づき拡充等を検討していくことが基本となっており、策定した計画が十分に活用されているとは言えない状況である。

地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みの算出は、前述のように明瞭な算出根拠を示すことや精度の確保が難しい一方、その算出や計画策定に至るまでの作業負担が非常に大きく、それに対して得られる効果が極めて小さいのが現状である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画策定にかかる市町村の事務負担が軽減され、より教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた具体的な取り組みに注力することが可能となる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条～第61条
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年

告示第 159 号)

市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(平成 26 年1月)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、盛岡市、千葉市、足立区、横浜市、相模原市、海老名市、新潟市、長野県、浜松市、三原市、高知県

-

各府省からの第1次回答

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、子ども・子育て支援法第 61 条において、特定教育・保育施設等の量の見込みとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本記載事項としている。

地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難である。

他方で、子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込み」の算出については、これまでも地方分権提案において、各自治体から作業負担に関する指摘等があったことを踏まえ、市区町村の事務負担を軽減する観点から、利用希望把握調査(アンケート調査)以外の手法を用いることも可能である旨を明確化するほか、利用希望把握調査以外の手法を例示する等の対応を行ってきたところ、負担軽減に資する取組については、引き続き、検討してまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、文部科学省 第1次回答

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)において設けられている特例措置を当分の間延長すること。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件について、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)は、以下の特例措置が設けられている。

- ①幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができる。
- ②保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する。

しかしながら、本特例措置が解除される令和7年度以降は、新規資格取得者等の一方のみの免許・資格を有する者がもう一方の免許・資格を取得する場合、試験に合格するか、大学等において必要な単位を取得し卒業する必要がある。試験については一定の不合格者が発生するものであること、また、大学等における単位の取得について、特例措置が解除されることで取得に数年を要することとなり、施設勤務を続けながらの取得は現実的に困難であることから、今後新しく両免許・資格併有を希望する者は著しく減少すると考えられる。本来であれば、幼稚園教諭免許状及び保育士資格を一本化した資格を創設することが望ましいと考えているが、現状においても、幼保連携型認定こども園で勤務する者の中に一方の免許・資格のみ保有する者がおり、これらの者が特例措置解除後に片方の免許・資格でも勤務可能な施設へ流れることで、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

本府では幼保連携型認定こども園の占める割合が高いことから、本件を喫緊の課題と捉えており、保育現場からも懸念の声が届いている状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまでどおり、一方のみの免許・資格を有する者が、もう一方の免許・資格を取得する場合の要件が軽減されることで、幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。また、幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。

根拠法令等

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第 5 条（保育教諭等の資格の特例）
- ・教育職員免許法附則第 18 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、長野県、刈谷市、大阪市、島根県、大村市、熊本市、宮崎県

○当市では公立の幼保連携型認定こども園 15 園を運営しており、今回の経過措置の満了により、幼稚園教諭免許状及び保育士資格のいずれか一方しか取得していない職員の多くが保育士として配置できなくなる見込みである。該当者には数年前より、免許状等の取得を促してきたが、保育現場を離れ、自費で研修を受ける必要があることから免許状等の取得が進まず、特に 60 歳前後の会計年度任用職員の該当者は、まだ保育士として活躍できるにもかかわらず令和 6 年度末をもって退職を希望する見込みである。保育人材不足という課題に対し、元気な高齢者が社会を支えるという考えから高齢者等活用促進加算の仕組みがあるよう、先に挙げた該当者は保育現場での実績、経験が豊富で貴重な人材である。例えば勤務年数・時間が一定数以上を超過している保育士は、経過措置をさらに延長できる仕組み等について検討をお願いしたい。

○当市においても、幼保連携型認定こども園への移行希望施設から、一方のみの免許・資格のみを有する保育従事者についての相談を受ける事例が少数ながら存在する。

○既存施設のうち、今後認定こども園への移行を検討している施設もあると考えられるため、円滑な認定こども園移行を図るためにも、当該経過措置の延長が必要かと考えられる。

○本特例措置が解除される令和 7 年度以降は、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

各府省からの第 1 次回答

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度施行後 10 年間（令和 6 年度末まで）としている、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのこどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長も含め、必要な検討を進めてまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、文部科学省 第1次回答

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積基準緩和特例措置は、令和7年3月31日で期限を迎える。待機児童の状況を考慮せず、特例措置に期限が設けられているために、期限を迎えるまでに認可定員を減少させていく必要がある。

当市では令和3～4年度において2,348人の枠を整備したものの、令和4年4月1日現在で、保育所等に入所できなかった利用保留児童が2,089人(うち待機児童は4人)おり、また、令和4年4月1日現在で、本特例措置により、660人の児童が入所している。

仮に本特例措置が廃止されれば令和7年4月1日に59人の児童が途中退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。

(※)当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認した上で実施している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】

児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施

行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める内閣府令
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)
【幼保連携型認定こども園】
 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項
 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、長野県、熊本市

-

各府省からの第1次回答

保育所の居室面積基準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)において、児童の身体的、精神的、社会的な発達に必要な保育の水準を確保するための最低基準として「従うべき基準」とされている。

他方、居室面積について国基準を「標準」とする当該特例措置は全国的な待機児童対策のための例外的な措置として設けられたものであるが、令和5年4月1日時点において当該特例措置の適用対象となる自治体は制度創設時の35自治体から大幅に減少し僅か2自治体となっており、実際に特例を活用しているのは提案自治体のみであることから、全国的な待機児童対策の観点から当該特例措置の政策的目標は既に達成されたものと考えられる。

また、全国的な待機児童対策などに一定の成果が見られたことを踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移していくことが求められるが、提案自治体においては、特例措置の期限まで時間もある中、面積基準の緩和により保育の質を下げる特例措置の継続を続けるのではなく、保育の質を確保しながら、待機児童の解消ができるよう適切な対策を進めていくことが求められる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号

100

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲の見直し

提案団体

我孫子市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険・要介護(要支援)認定調査における居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲について、更新調査のみでなく新規の調査を可能とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

要介護(要支援)認定調査においては、新規の認定調査については市町村が実施する(指定事務受託法人への委託は可能)こととされており、居宅介護支援事業所に所属する認定調査員への委託ができない。申請者や家族の状況により、土日・祝祭日等の調査を希望されることがあるが、対応が困難な状況である。

また、市内及び近隣市の居宅介護支援事業所が指定事務受託法人として指定を受けることも難しく(事業所として指定事務受託法人の役割を担いきれず受け手がない)、市認定調査員の確保も難しい状況が続いており、申請者数の増加への対応が困難となっている。

新規調査件数は増加しており、現行制度では新規申請に係る認定調査の事務が追い付かず、利用者にも認定までの時間を要してしまい、すみやかなサービス提供が開始できないという形で影響が生じてしまっている。

さらに、今後団塊世代の高齢化が目前に迫っていることからさらなる急激な増加が確実に見込まれ、危惧される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

更新調査に限らず、新規の認定調査についても居宅介護支援事業所に委託が可能となることで、新規調査の担い手を確保することができ、増加する申請への対応及び申請から認定までの期間の短縮など、市民サービスの向上につながる。

(参考)新規調査件数

平成25年度:1,340件

平成30年度:1,532件

令和4年度:1,852件

根拠法令等

介護保険法第27条第2項、第24条の2、介護保険法施行令第11条の2第2項、介護保険法施行規則第34条の2第2項第3号、第34条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

函館市、盛岡市、ひたちなか市、足利市、船橋市、川崎市、御嵩町、浜松市、枚方市、羽曳野市、安来市、広島

市、高知県

○申請者や家族の状況により土日・祝祭日を含め開庁時間以外の調査を指定(希望)されることにより、対応が困難な状況がみられる。

○居宅介護支援事業所へ委託することで、調査の割振りに選択肢が増え、柔軟な対応が可能となる。認定調査員の要件の緩和(介護支援専門員以外での調査を可とするなど)等についても併せて検討する必要がある。

○指定市町村事務受託法人においては、調査員の確保に苦慮しているため、介護支援専門員証がなくともその受験資格のある者については、認定調査の実施が可能とされたところである。しかし、受験資格の1つである、「実務経験者5年以上」が調査員の候補者の範囲を大きく狭めており、事務受託法人から候補者がいるのに調査員として採用できないとの声が挙がっている。

各府省からの第1次回答

要介護認定は、保険者がその責任と権限に基づき、被保険者が介護が必要な状態にあるかどうかを確認する行為であり、介護保険制度の根幹である。

介護保険法においては、要介護認定の公平性・中立性を確保するため、新規申請に係る認定調査については、市町村又は指定市町村事務受託法人が行い、更新申請及び区分変更申請に係る認定調査については、市町村、指定市町村事務受託法人又は指定居宅介護事業者等が行うこととしている。新規申請に係る認定調査については、当該事業者が新たな要介護者に対して自らのサービスを受給させるという利益誘導的な観点からなされる蓋然性がより大きくなることが想定されるため、公正性及び中立性を確保する観点から、指定居宅介護事業者等に委託することは困難である。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

110

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

獣医師法に基づく届出をオンライン化すること

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。

具体的な支障事例

獣医師法第22条に基づき、獣医師は、2年ごとの報告年に、氏名、住所及びその他省令で定める事項について、都道府県を経由し、農林水産大臣へ届出する義務がある。(令和2年5月現在、県内獣医師574名) この都道府県経由に膨大な事務が生じている。特に負担がかかっている業務は、届出書(第6号様式)について①提出書類の回収・整理②内容の確認、届出概況表等への入力である。具体的な業務量としては、①回収業務(到着順に連番を付け)20時間、②取りまとめ(不備がないか内容の確認、届出概況表等への入力、書類ダブルチェック)92時間、③報告(3枚複写の管理、国への報告)5時間となっている。また、届出に関する全体のスケジュールとしては、毎年12月31日現在の状況を、県1月31日締め、国2月28日締めとなっている。以上のことより、医師法、歯科医師法、薬剤師法の届出についてオンライン化を検討していることと同様に、獣医師法における届出についてもオンライン化することを求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

届出を原則オンライン化することにより、届出書のとりまとめ事務が簡素化される。また、届出された情報をデータベース化することにより、獣医師確保等へのデータの有効活用につなげる。ただし、インターネット環境がない方の為に郵送での届出も可能とする。

根拠法令等

獣医師法第22条(第6号様式)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、高知県、大分県

○①獣医師法第 22 条の届出をオンライン化することには賛成であるが、下記のトラブル等が想定されると考えられるのでその対応方法を決めておく必要がある。

- ・給付金のオンライン申請のように入力ミスが続出し、その修正等で業務量が通常より増大する可能性あり

- ・個人情報流出事故が発生した場合(都道府県又は国)

- ・高齢の獣医師が、オンライン手続きに対応できない場合

→葉書等による届出とオンライン届出が混在すると事務が煩雑になる可能性大

- ・届出は、獣医師→家畜保健衛生所→都道府県畜産主務課→国のルート

→オンライン化のシステム構築に、全ての都道府県が対応できるか？システム構築には専門業者に委託する必要あり

②第 22 条の届出は、獣医師会経由で、届出葉書が対象者に送付され、県に提出される。オンライン化には獣医師会とのコンセンサスが必要。

○当県では、獣医事を担当する専任の職員はおらず、獣医事の他、家畜衛生、動物薬事等の業務を担当1名で行っている。獣医師の数が年々増加する中、届出の数も増加し、それに比例して取りまとめ業務が増しているのが現状である。(届出数:平成 26 年 217 名、平成 28 年 227 名、平成 30 年 247 名)

本届出の事務対応は、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い時期であるとともに、年度末の多忙な時期とも重なることから、業務量削減のためのオンライン化を図り効率に処理を行う必要があると考える。また近年、当県においては女性獣医師職員の割合が増加しており、産休や育児休暇等で欠員が出た場合にも、オンラインでデータベース化されていれば、速やかな欠員補充が可能と考える。

○当県では、県内に在住する獣医師からの届出率を向上させるため、届出期間が開始する前までに新聞広告による周知を行うとともに、県獣医師会に対し、会員への周知について協力を要請している。この中で、平成 30 年度の届出者 691 名のうち、年齢が 50 歳を超える獣医師は 383 名(55.4%)となっている。また、届出書は県内 3つの家畜保健衛生所で回収するが、前回の届出者から提出がない場合の確認や届出内容の集計など、それぞれの家畜保健衛生所での業務負担は生じている。届出制度のオンライン化について、基本的には賛成の意見だが、県内における獣医師の年齢構成では、相当数の獣医師についてオンライン化への対応が困難と想定される。このため、オンライン化により家畜保健衛生所の業務負担が軽減するか不透明な部分がある。

○届出書のとりまとめへの業務量の負担が大きいため、オンライン化が必要と考える。

○当県においても、県内約 520 名分の届出について、県家畜保健衛生所(5所)と A 市とで処理しており、事前周知や回収から取りまとめ、入力作業に1所当たり約 20~50 時間を要しているほか、内容不備や未提出者への催促、死亡者への対応等にも数時間を要している。また、国への報告作業にも5時間程度を要している。獣医師側からもオンライン化の要望を受けている。

○当団体においても当該業務は、約2千件を書面で受け付け、整理し、記載内容全項目を個別にデータ入力、さらに分類集計の上、書面とデータを揃えて受付締切後約1か月以内に国へ報告しているが、担当者は他業務を兼務しており、非常に負担となっている。また、新型コロナウイルスまん延防止対策も考慮するとオンライン化を強く求めるものである。

○当県においては、平成 30 年 12 月 31 日時点で 355 名の獣医師の届け出があり、提出書類のとりまとめ及び集計に多くの時間を要している。また、集計期間である1月から2月には、全国的に家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの発生が危惧され、全国の畜産担当主務課は本病の発生防止及び防疫対応に万全を期する必要がある。届出の原則オンライン化による事務作業の効率化は、取りまとめを担当する自治体の事務負担を軽減するとともに、家畜伝染病の発生予防業務により多くの時間を割くことが可能となる。

○当県においても、当該届出の県経由に伴い膨大な事務が生じている。(届出書の回収・整理、内容の確認、届出概況表への入力作業等)

平成 28 年 723 件、平成 30 年 805 件と届出件数も増加しており、今後も届出数の増加による業務量の増が想定される。

○当県でも、県内の獣医師からの回収業務、取りまとめ、報告の処理に膨大な時間を要している(平成 30 年度は 351 名分を2名で処理)。紙での届出を入力する際に、エラーが出ることも多く、また、人によって回答の基準が異なり確認作業が必要となることもあり、より多くの時間を要する。作業負担を減らすとともにデータを有効に活用するため、オンライン化がよいと思われる。

○紙ベースの届出票を、県内3か所の家畜保健衛生所で、回収・取りまとめ事務を行った後、県庁で全データを整理・集計して、国への報告を行っている。取りまとめ作業では、届出票の記入漏れや誤記を、電話で届出者に確認するなど、煩雑で効率の悪い部分も多く、オンライン化されることで業務の効率化が期待される。

各府省からの第 1 次回答

獣医師法(第 22 条)に基づく届出については、農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画(令和 2 年 3 月 27

日農林水産省行政情報化推進委員会決定)において令和4年度までに行政手続きのオンライン化率 100%を目指すこととしていることを踏まえて対応する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

獣医師法第22条に基づく届出は2年ごとの報告年であり、直近では令和2年末時点、次回は令和4年末時点の状況報告となるが、オンライン化導入の時期について、具体的なスケジュールを示していただきたい。
また、オンライン化の具体的な内容については、各獣医師がオンラインで報告し、その情報が都道府県を經由せず、直接データ収集システム(データ管理システム)へ集積されるシステムと想定しているが、その認識で良いか教えていただきたい。
また、届出のオンライン化に加え、オンラインで提出された届出内容のデータベース化及びデータの有効活用が出来るシステムの構築についても提案しているが、これらについても対応いただけるという認識で良いか、またその具体的なスケジュールについて教えていただきたい。(届出のオンライン化が実現されてから対応する、もしくはオンライン化と並行して対応する等)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画において、申請者が、各種行政手続等をオンラインで行える共通申請サービスについて、2021年度から本格運用し、2022年度中には原則として農林水産省が受ける全ての行政手続等をオンラインで申請できるようにすることとされていることを踏まえ、令和4年度の届出からオンライン化することを目指している。なお、届出のオンライン化により、都道府県の財政負担は発生しない。
オンライン化の具体的な内容については検討中であるが、農林水産省共通申請システムを活用し、オンラインで届出された内容を都道府県において確認することを検討している。
また、届出内容のデータベース化した際の活用例として、現在就業していない獣医師の就業意思を届出の際に確認し、欠員補充に有効活用することが挙げられているが、個人情報の取扱いを含め、本届出システムをどこまで活用することが可能か検討してまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】
(2) 獣医師法(昭24法186)
獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。
・令和4年度の届出からオンライン化する。
・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁、法務省 第1次回答

管理番号

36

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

法務省が保有する登記情報連携システムの利用については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、申請人等に対する登記事項証明書の添付が各種法令において規定されている手続に範囲が限定されているため、自治体側が公用請求によって登記事項証明書等を取得している手続についてもシステムの利用可能対象となるよう、対象範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

【現状】

当市では、様々な手続において、職員が法務局に出向いて登記事項証明書等の公用請求を行っている。

【問題点】

行政課題の複雑化・多様化を受け、職員の業務効率化が求められている中、移動に多くの時間を浪費している現状の運用は非常に非効率的であり、改善の必要があると捉えている。

登記事項証明書はオンライン請求も可能であるが、受け取りは郵送等や窓口となり書面の入手までに数日を要する。市税滞納者の資産情報の確認や納税通知書を送付した際に問い合わせがあった場合に、市が保有しているデータが真であるか確認するときなど、迅速に登記事項証明書を取得することが望ましい事例も多く、移動時間を費やしてでも法務局に出向いて公用請求をしているのが実情である。

【解決策】

当市ではデジタル庁主導のもと、先行運用団体として、申請人等に対する登記事項証明書の添付が法令上規定されている手続のうち一部について、法務省が保有する登記情報連携システムを利用した登記事項証明書の添付省略を実施している。現在の枠組みでは、公用請求によって登記事項証明書を取得している手続については情報連携の対象外とされていることから、対象範囲を拡大し、住民の利便性向上のみならず、職員の業務効率化に繋がる運用への変化を求めるもの。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記事項証明書の迅速な取得と法務局への移動時間の削減が両立できる。

また、法務局への往復等に要していた時間が削減されることで、職員がコア業務に取り組む時間が確保でき、行政課題の解決や住民サービスの向上に寄与することが期待できる。

根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、前橋市、高崎市、館林市、相模原市、横須賀市、三浦市、福井市、長野県、豊橋市、安来市、笠岡市、山口県、大村市、熊本市、延岡市

○空家等の所有者等の調査等において、登記情報を得るための法務局への移動や申請後の待ち時間等に多くの時間を要しており、非効率であるほか、法務局自体も管轄範囲が拡大したことにより、処理数が増えているようで、非常に待ち時間が長く、申請後、数日要することも多いため、運用改善が必要。

○庁舎一階に窓口があるが公用の取扱いがないため往復2時間かけ公函や登記簿等の公用申請を行っている。庁内で連絡を取り合い取りまとめることもあるが急用もあるため効率化できていない。担当課では、登記申請については、オンライン登記システム及び書類の郵送により嘱託登記を行っているが、登記完了後は登記済証や確認のための登記簿取得に、やはり他市の法務局へ1往復している。公用請求による登記簿等の取得がオンライン化できれば、大幅な時間短縮となり、迅速な対応による市民サービスの向上にもつながる。

○各必要書類ごとに申請書を作成し、市長印を押印して法務局に公用請求している状況。

混雑具合によっては当日中に取得できないこともあり、手間やかかる時間を考えると非効率だといえる。

○成年後見の市長申し立ての際に登記書類が必要で書類取得に時間がかかり他の業務が繁忙となると手続きが遅れることがある。

○本市においても、固定資産税等の賦課業務や市税等の徴収業務において、毎日のように法務局に出向いて公用請求を行っており、職員の負担になっている。

○本市でも、複数の所属が、登記事項証明書等の取得に当たり公用請求に関する申請書を法務局に提出しており、登記情報連携システムを通じて登記事項証明書を取得することが可能になれば、取得に要する事務削減により、事務効率化を図ることができる。本市でも職員が毎日2回法務局へ出向き、登記事項証明書を取得しており、時間と手間がかかることから負担を感じている。

○県税の適正な賦課徴収（滞納整理を含む）を行う上で、登記事項証明書を公用で取得する事例が多々ある中、県内10か所の登記所へ出向くには時間と労力に大きな負荷がかかっており、提案のとおり公用請求がシステム利用の利用可能対象となることは、業務の効率化に資すると考える。なお、令和4年度の関東甲信越地区税務主管課長会議において、同様の趣旨で、法務省が提供する「登記・供託オンライン申請システム」及び一般財団法人民事法務協会が提供する「登記情報提供システム」の効用利用の無償化について関係機関と協議を行うよう総務省に要望しており、同省からは法務省と協議する旨回答を得ている。

各府省からの第1次回答

現在、デジタル庁では法務省と連携し、商業・不動産登記情報の情報連携の整備について、検討を進めております。

【デジタル臨時行政調査会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

(第7回)資料1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗とデジタル臨調の今後の検討課題(p11,12)

【デジタル臨時行政調査会作業部会】

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-wg/>

(第19回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について

資料2 土地系ベース・レジストリと制度的課題について

(第20回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について

(第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について

この検討の中で、ご指摘の、公用請求による登記事項証明書等の取得に要している負担を軽減できるよう、登記情報の情報連携について、法改正やシステム整備について検討を進めてまいります。